

# 専修学校フォーラム2019

文部科学省説明資料



平成31年2月7日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 目次

- 平成31年度専修学校関係予算(案)…………… 1
- 専修学校におけるキャリア形成促進プログラム認定制度の概要…………… 11
- 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要…………… 12

# 2019年度 専修学校関係予算（案）

（ ）は30年度予算額

## 専修学校教育の人材養成機能の向上

25.5億円 (27.3億円)

### 専修学校による地域産業中核的人材養成事業

12.7億円

分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進めるとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の開発や社会人の学び直しの推進、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成等を進める。

<事業での取組>

産学連携体制の整備

教育プログラム等の開発

産学連携手法(専修学校版デュアル教育)の開発

・Society5.0等対応カリキュラムの開発・実証  
・地域課題解決実践カリキュラムの開発・実証  
・学びのセーフティネット機能の充実強化

### 専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト【新規】

3.1億円

「人生100年時代」にふさわしい多様なリカレント教育機会の充実を図るため、専修学校におけるリカレント教育機能の強化に向けて分野を越えたりカレント教育プログラムの開発や、eラーニングを活用した講座の開催手法の実証、リカレント教育の実施運営体制の検証を総合的に推進する。

### 専修学校グローバル化対応推進支援事業

2.0億円

諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制の構築を進める。

### 国費外国人留学生制度

7.6億円

## 専修学校教育の質保証・向上

2.1億円 (1.9億円)

### 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

1.6億円

専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実にに向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

### 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業

0.5億円

専修学校が担う職業教育の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、関係機関と連携し、専修学校の職業教育機能を生かした体感型の学習機会等を提供した際の効果、連携に当たっての留意点を整理する。

## 学びのセーフティネットの保障

9.9億円 (7.1億円)

### 専門学校生への経済的支援の充実にに向けた取組

#### ・専門学校生への効果的な経済支援の在り方に関する実証研究事業

1.7億円

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し分析・検証を行い、その効果等について普及することにより専門学校の取組の更なる充実を図る。

#### ・高等教育負担軽減実施体制整備費補助金【新規】

2.8億円

高等教育費の負担軽減の実施に向けて、私立専門学校に関する事務処理等を関係機関において適切に行えるようにするための体制整備に係る経費。

### 私立学校施設整備費補助金

3.0億円

【補助対象】 教育装置、学校施設等の耐震化工事、アスベスト対策 等

### 私立大学等研究設備整備費等補助金

2.3億円

【補助対象】 情報処理関係設備の整備

合

計

37.5億円 (36.3億円)

ブロック塀の撤去・再設置に係る経費は、平成30年度補正予算において措置されている。  
国土強靱化対応における重要インフラ整備に関する経費については、専修学校も対象になっている。

上記のほか、高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業等の中に専修学校を対象とした予算が含まれている。  
計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。

## 背景・課題

- 教育サイドが産業界のニーズを踏まえたサービスを提供する仕組みの構築が必要
- AIの発達やインターネットの爆発的普及・活用等に対応した教育内容の充実が必要
- 教育機関と地方公共団体や企業等とが連携した取組を強化し、地域産業を担う人材養成など、地方課題の解決に貢献する取組の促進が必要

## 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)

産業界のニーズを継続的に把握しつつ、産業界の代表との実務レベルでの情報共有等を行うことを目的とした大学関係者による大学協議体の本年度早々の創設と産学協働による教育プログラムの構築・実施、**専修学校による地域産業中核的人材養成事業等による産学連携の取組を進めるとともに**、これらの取組を横断的に機能させるために、産業界と教育界による「官民コンソーシアム」について検討し、本年度中を目途に設立し取組を開始する。

## 事業概要

専修学校等に委託を行い、各職業分野において今後必要となる新たな教育モデルを形成するとともに、各地域から人的・物的協力などを得ることでカリキュラムの実効性、事業の効率性を高めつつ、各地域特性に応じた職業人材養成モデルを形成する。

### ：産学連携体制の整備

産官学が「人材育成協議会」を構築することで、各分野・各地域における中長期的な人材育成の在り方を協議し、今後必要となる人材像や能力・技術等を整理、効果的な教育手法を検討する体制を確立する。(全国版：5箇所 地域版：18箇所 連絡協議会：1箇所)

### ：産学連携手法の開発

学習と実践を組み合わせる効果的な教育手法を開発し、学校・産業界双方のガイドラインとして作成・共有化を図る。  
(分野別：8箇所 分野横断：1箇所)

### ：教育プログラム等の開発

Society 5.0等の時代に求められる能力(例：「IT力」を融合した専門的能力等)について分野毎に体系的に整理し、その養成に向けたモデルカリキュラムを開発する。  
(30箇所)

地方創生に向けて、各地域課題の解決や発展に向けた将来構想を策定し、当該構想の実現に今後必要となる人材に必要な能力の養成に向けたモデルカリキュラムを開発する。  
(30箇所)

学びのセーフティネット機能強化に向けて、高等専修学校と地域・外部機関等との連携を通じた実効的な教育体制(「**チーム高等専修学校**」)を構築する。  
(モデル：5箇所 調査研究：1箇所)

## 目指す成果

### 人材養成モデルの形成

- 産学連携体制整備ガイドライン
- 各分野毎の将来人材像、能力の整理
- 産学連携(デュアル教育)ガイドライン
- 各種教育モデルカリキュラム等

### 人材養成モデルの活用

開発したガイドラインやモデルカリキュラム等を活用し、全国の専修学校が自らの教育カリキュラムを改編・充実

専修学校と産業界、行政機関等との連携を発展させ、諸課題に対応した教育内容の充実を図ることで、**地域の中核的な職業教育機関である専修学校の人材養成機能を向上**



## 背景

人生100年時代においては、個々人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身につける機会が提供されることが重要であり、**リカレント教育・職業教育の抜本的拡充**が求められている。

## 現状

### 私立専修学校における社会人受講者数の推移

社会人受講者数 (附帯講座含む)	H26	H27	H28
	177,037	148,725	190,199

(人)

## 事業概要

以下のメニューを専修学校等に委託し、**教育内容面、教育手法面、学校運営面**といった多面的な視点でリカレント教育実践モデルを開発し、総合的に普及を図ることで専修学校における社会人の学びの機会の充実を図る

### ① 分野横断型リカレント教育プログラムの開発

専修学校と企業等が分野を越えて協同体制を構築し、人手不足や生産性向上に資する人材を育成するためのリカレント教育プログラムを開発(10か所)

- 専修学校においては、これまで同一分野内におけるリカレント教育を主に提供
- 一方で人生100年時代におけるマルチステージの人生での活躍を見据え、異分野の能力を培う視点が重要
- 分野融合型のリカレント教育により、異分野の知見で既存分野に新たな付加価値を創出できる人材を育成**

#### 開発するプログラム例

(美容×介護) 高齢化時代に対応した美容師の学びプログラム  
高齢化社会の進行により、自宅での散髪を求める「訪問美容」というニーズが出てきているが、自宅での施術には美容だけでなく寝たきりの者の移動等の技術が必要になるため、美容師に対して介護知識技術を付加する講座を開講することで、新たな職業となる「訪問美容師」を養成

### ② eラーニングを活用した講座開設手法の実証

各分野毎に、eラーニングを活用した講座の開設に当たっての留意点等を整理するとともに、効果的なコンテンツ提供手法・内容を実証しガイドラインを作成(14か所)

- 社会に出た後も大学・専修学校等で学びたいと思っている者は一定数存在
- 一方で多忙な社会人が学ぶ際には、学ぶ時間の確保が大きな課題
- eラーニング講座の開設手法を整理・普及することで、社会人が「いつでも」「どこでも」学べる環境を実現**

#### 整理が必要な事項

- ・提供形態(双方向性、同期性を踏まえてどのような講座とするか)
- ・科目構成(eラーニングと通学講座とのバランス等)
- ・学習履歴の管理(学習の進捗をどのように管理するか)
- ・学習評価(テストの実施方法、単位の認定手法等)
- ・学習者の属性分析手法等

### ③ リカレント教育実施運営モデルの検証

既存の専修学校の運営モデルを再検証するとともに、リカレント教育の提供にかかるコストやベネフィットを比較し、持続可能なリカレント教育運営モデルを検証(1か所)

- 専修学校には小規模校が多く、限りある教育リソースは新規高卒者を中心とした正規課程に優先配分
- 一方で少子化の進行や人生100年時代の到来により、教育機関としてリカレント教育へ取り組む必要
- 持続可能な運営モデルを整理し、各学校が積極的にリカレント教育に取り組むことを促進**

#### 検証の流れ

計画：適切なリカレント機会提供規模を検討(地域・規模別)  
分析：既存業務の棚卸し・改善案の検討(リソースの確保)  
設計：リカレント教育提供プロセスの整理・設計  
実施：「設計」を踏まえて、実際にリカレント教育を提供  
検証：実施成果を検証、改善案の洗い出し

## 目指す成果

### リカレント教育実践モデルの形成

- 分野横断型リカレント教育プログラム
- eラーニング講座開講ガイドライン
- リカレント教育実施運営モデル

### モデルを活用したリカレント教育の拡充

開発したモデルを全国の専修学校が活用し、各学校においてリカレント教育講座を開講

誰もが一人一人のキャリア選択に応じて必要となる学びを受けられる機会の充実を図る。  
(専修学校で学ぶ社会人受講者数を増加)

# 専修学校グローバル化対応推進支援事業

2019年度予算額（案） 196百万円  
（前年度予算額 195百万円）



文部科学省

## 背景

### 〔日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）〕（抜粋）

優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること（「留学生30万人計画」の実現）を目指す。

### 〔未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）〕（抜粋）

（略）専修学校においても専修学校グローバル化対応推進支援事業を通じ国内企業への就職支援を行う。

## 現状・課題

### 専修学校（専門課程）の外国人留学生の増加



### 専修学校（専門課程）の外国人留学生の増加

留学生の急増への対応

非漢字圏の留学生増加  
(ベトナム、ロシア等)

受入れ分野拡大の可能性  
(介護分野等)

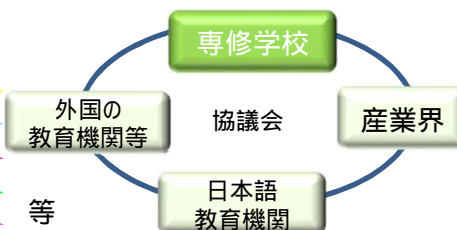
## 事業内容

### 各地域における留学生の戦略的受入れに向けた体制整備

諸外国における日本の専修学校の広報、優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、専修学校に係る入口から出口までの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築。

#### 主な取組

- 戦略的推進のためのターゲット国・分野特定
- 諸外国における専修学校の広報・周知・留学生掘り起こし
- 非漢字圏の留学生の日本語指導と専修学校との接続
- 国内企業とのマッチング・定着支援
- 教職員・企業担当者の受入対応能力向上のための研修



### 継続的な実態把握等

専修学校の外国人留学生の動向やその後の就職状況、並びに日本人学生の留学状況について、全国的な調査を実施するとともに、広報ツールを更新する。

#### 取組

留学状況調査実施・分析  
広報ツールの更新・改善

## 目指す成果

### 留学生対応モデルの形成

- 海外教育機関との連携協定の締結手法
- 日本語学校との連携教育の在り方
- 企業連携教育の手法 等を整理・明確化

### 留学生受入モデルの活用

各専修学校及び各団体において、開発したモデルを参考にそれぞれ留学生対応に効果的な体制を整備

専修学校と日本語教育機関や企業等との連携を発展させ、優秀な留学生の受入につなげるとともに、我が国又は自国で活躍できる専門職業人を輩出



平成29年3月:これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議報告(抄)

「**これからの専修学校教育の振興策については、質保証・向上の視点を中心にして、三本の柱を軸として相互に関連付けながら様々な具体的な施策を打ち出していくことが重要**」

さらに、具体的施策として「**教職員の資質能力向上の推進**」、「**職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実**」等が位置付けられている。

新たな課題への対応

平成29年12月:新しい経済政策パッケージ(閣議決定) -高等教育の負担軽減方策- (抄)

(支援措置の対象となる大学等の要件)

具体的には、**実務経験のある教員による科目の配置及び外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること、成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を実施・公開していること、法令に則り財務・経営情報を公開していること、を支援対象となる大学等が満たすべき要件**とし、関係者の参加の下での検討の場での審議を経て、上記を踏まえたガイドラインを策定する。

## 調査研究協力者会議等の開催

### 質保証向上推進の司令塔

専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議  
職業実践専門課程の実態調査等に基づく検証等により、専修学校の質保証・向上の推進に向けた方策の検討を行う調査研究協力者会議を開催する。

### 都道府県等との研究協議

【直轄事業】

### 専修学校教育研究協議会

専修学校の運営改善に向けた取組等に関する研究等を行う協議会を開催する。

【直轄事業】

## 職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進

### 職業実践専門課程の高度化・改革推進

### 職業実践専門課程による先進的取組の推進

職業実践専門課程の取組充実に向けた運用改善(教育課程編成委員会と学校関係者評価の効果的運用等)等、職業実践専門課程による取組の更なる質向上に向けたモデルの開発に実践的・実証的に取り組む。【委託:5箇所】

### 質保証向上のための実態調査

### 質保証・向上のための実態調査

産業界との連携による教育課程の編成等の実施状況や、卒業生の企業内における評価など、職業実践専門課程に係る実態調査を行うとともに、認定効果の比較分析等のため、非認定の専門課程や高等課程等を含めた実態調査を実施する。【委託:1箇所】

## 教職員の資質能力向上の推進

### 研修ネットワークの構築

### 自立的・持続的な研修体制づくりの推進

各地域において自立的・持続的に教職員研修を実施する体制づくりを進め、教職員の資質能力向上を図る。【委託:3箇所】

### 研修プログラムの構築

### 教職員研修プログラムの構築

専修学校教員の指導力向上や職員のマネジメント力等に資する研修プログラムを開発するとともに、その成果を普及する。【委託:1箇所】

## 専修学校の教学マネジメントの強化【新規】

### ガバナンスの充実

### 教学マネジメント強化のための実証研究等

専修学校における教育課程編成方針、シラバスの作成状況、履修指導体制の状況、成績評価基準の運用状況、学修成果の把握方法、学習時間の確保と把握状況、学生による授業評価の状況等について実態調査を行うとともに、職業実践専門課程における教学マネジメントに関する好事例をもとにガバナンス強化マニュアルの作成、各学校での取組を促すためのフォーラムを開催する。【委託:1箇所】

職業教育の充実, 専修学校の質保証・向上

社会的評価の  
一層の向上

現状・課題

我が国では「学問の教育より職業技能の教育が一段低く見られ、大学（特に選抜制の高い大学）に進学すること自体を評価する社会的風潮がある」ともいわれ、アカデミックな教育を受けることに意欲・適性を持った者ばかりでなく、職業技能教育に適性を有する者等が、いわゆる「高学歴志向」「大学志向」の流れに沿って、大学進学をしている場合もある。

大学入学後に、十分な目的意識や意欲を持って学修に取り組めないなどのミスマッチを抱える者も少なくなく、大学でも職業意識や職業的自立に必要な能力を十分身に付けられないまま卒業して、職業・社会とのミスマッチが生じているとの指摘もある。

振興方向性

## 平成29年3月：これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議報告

・「**質保証・向上**」は専修学校教育振興策の重要な柱であり、重点ターゲットの一つとして「**魅力発信**」(専修学校に係る積極的な情報発信)を位置付け、専修学校が、地域の理解・評価を得ながら、地域における質の高い職業教育機関として教育活動を展開していくためには、地方創生の観点から、地方の教育機関とともに、地域の企業等の産業界や所轄庁である地域の行政機関との連携を進めていくことも重要であり、職場体験の実践や出前授業も含め、高等学校等における職業教育や進路指導全体の中で生かされる授業案や実施マニュアルを提示することも重要

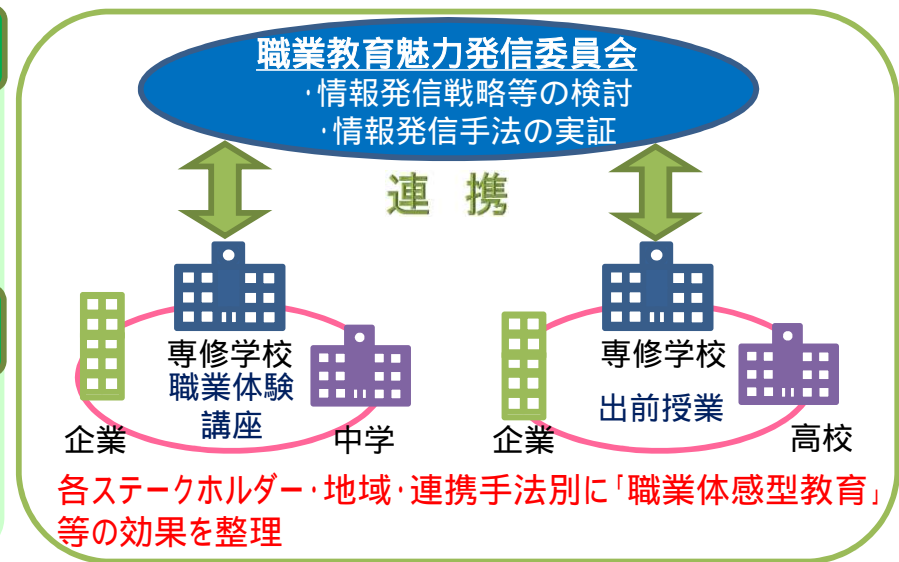
取組概要

### 1. 社会のニーズに応える効果的な情報発信の推進

専修学校が担う実践的な職業教育に関する理解を促進するため、中学校や高等学校、企業等、各ステークホルダーを意識した、効果的な情報集約・情報発信等の在り方・手法について検討・検証を行う。【委託：1箇所】

### 2. 専修学校と各地域の連携による「職業体感型教育」等の効果検証

1により示された方針等を踏まえ、各ステークホルダー、地域特性別に、専修学校と教育機関や企業等が連携した「職業体感型教育」(職業体験講座の提供、出前授業)等を実施した際の効果や連携に当たっての留意点を整理する。【委託：4箇所】



目指す成果

#### 情報発信モデルの形成

- ・各ステークホルダー別の効果的な情報集約・情報発信の在り方
- ・有効な広報ツールフォーマットの整理
- ・職業体感型教育実施マニュアル整備

#### 情報発信モデルの活用

各専修学校及び各団体において、開発したモデルを参考に各ステークホルダーに対して効果的な情報発信を実施

専修学校が担う職業教育の発信力を強化することで、職業教育への理解を促進し、職業接続も含めた幅広い視野からの進路選択を実現

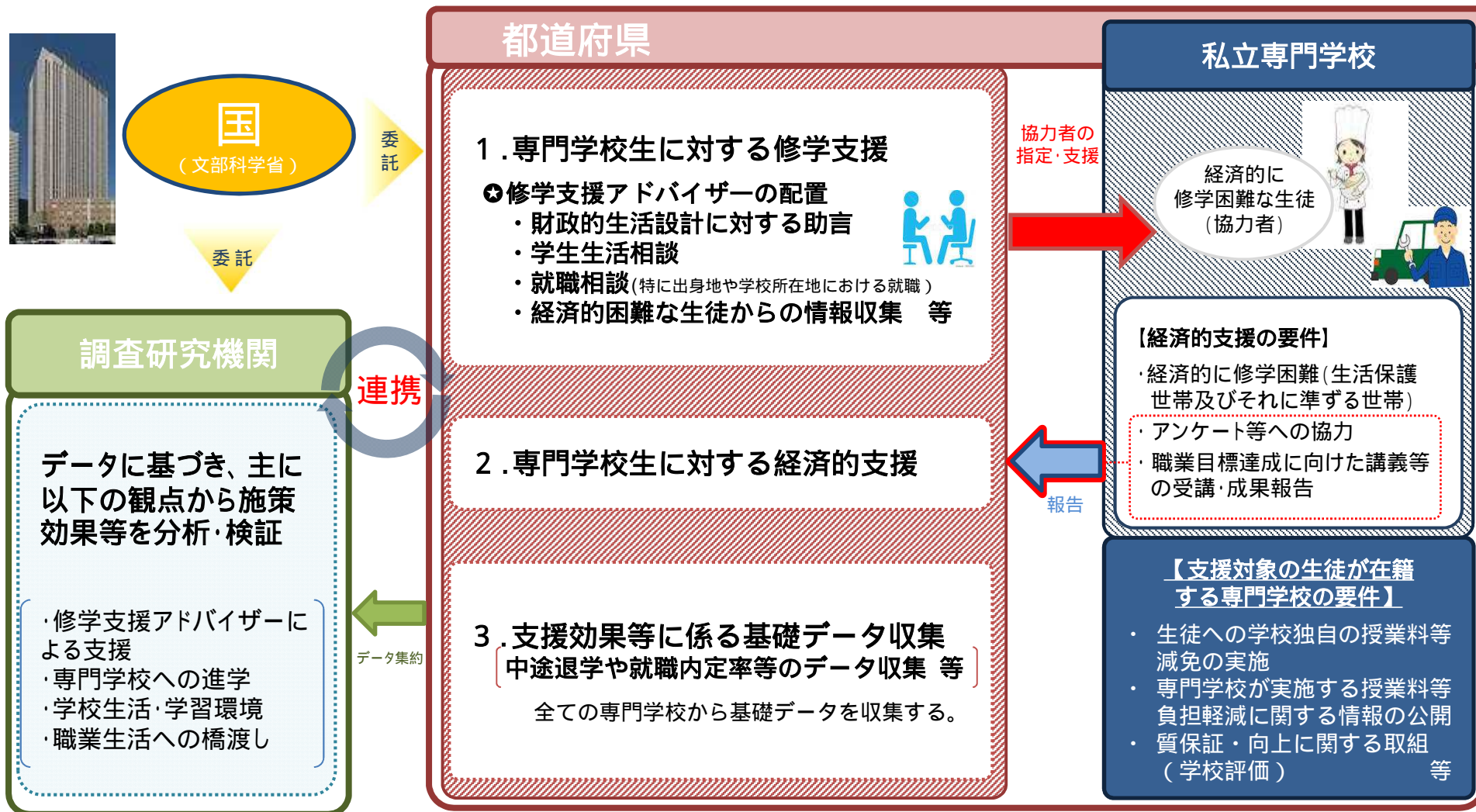


# 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

2019年度予算額(案) 175百万円  
(前年度予算額 179百万円)

## 事業概要

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により、修学を断念することがないように、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行い、その効果等について普及することにより専門学校の取組の更なる充実を図る。(平成27年度から継続) 【対象】 都道府県・調査研究機関

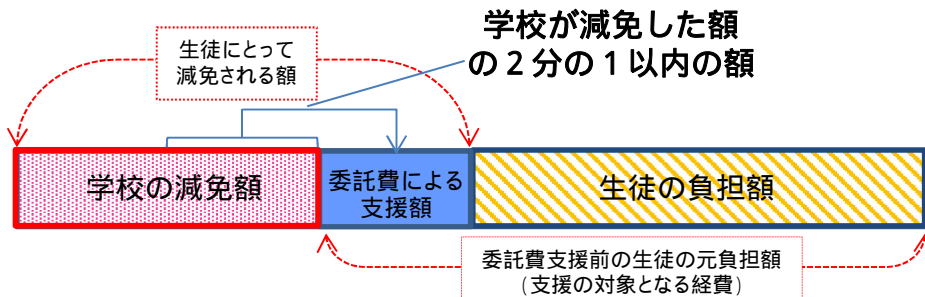


# 経済的支援を実施する上での生徒・専門学校の要件

生徒の経済的要件	生徒が在籍する専門学校の要件
<p>次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。</p> <p>生活保護世帯の生徒</p> <p>市町村民税所得割非課税世帯の生徒</p> <p>所得税非課税世帯の生徒</p> <p>保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒</p>	<p>次に掲げる要件をすべて満たす専門学校であること。</p> <p>私立専修学校専門課程(専門学校)であること</p> <p>経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免を実施していること</p> <p>経済的支援の概要等や財務会計に関する書類を公開していること</p> <p>学校評価(自己評価)を実施し、その結果を公表していること</p> <p style="text-align: right;">等</p>

## (経済的支援の金額及びイメージ図)

支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。



例：授業料が100万円【支援上限額(1/4) = 25万円】の場合

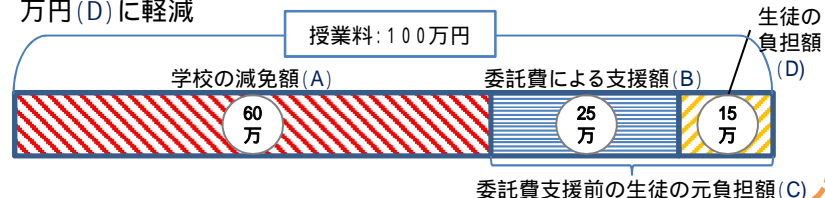
**パターン** 学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を**超えない**パターン

学校が40万円(A)の授業料減免を行った場合に、40万円の2分の1の金額である20万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を60万円(C)から40万円(D)に軽減



**パターン** 学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を**超える**パターン

学校が60万円(A)の授業料減免を行った場合に、60万円の2分の1である30万円が支援上限額を超えるため、支援上限額である25万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を40万円(C)から15万円(D)に軽減



# 専修学校の教育基盤の整備

前年度予算額： 524百万円  
平成31年度要求額： 726百万円

## 教育基盤(施設・設備)の整備

### 教育装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

教育に必要な機械、器具、その他設備などの整備(施設工事を伴うものに限る。)

- ・ 補助率： 専門課程 1/2 高等課程 1/3
- ・ 補助対象事業費の下限額：  
専門課程 2000万円  
高等課程 400万円

### 学内LAN装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

学内LANの構築に要する光ケーブル等の敷設工事

- ・ 補助率： 専門課程 1/2 高等課程 1/3
- ・ 補助対象事業費の下限額：  
専門課程 500万円  
高等課程 500万円

### エコキャンパス推進事業 <私立学校施設整備費補助金>

太陽光発電、エコ改修など環境に配慮した学校施設の整備

- ・ 補助率： 専門課程 1/2 高等課程 1/3
- ・ 補助対象事業費の下限額：  
専門課程 1000万円  
高等課程 1000万円

### 情報処理関係設備 <私立大学等研究設備整備費等補助金>

情報処理教育に必要な電子計算機、その他の情報処理関係設備の整備

- ・ 補助率： 専門課程、高等課程とも 1/2
- ・ 補助対象事業費の下限額：  
専門課程 250万円(時限)  
高等課程 250万円(時限)

## 施設等の耐震化等の推進

### 学校施設の耐震化工事 <私立学校施設整備費補助金>

危険建物（ $I_s$ 値0.7未満）の防災機能強化のための耐震補強工事

- ・ 補助率：専門課程 1 / 2  
高等課程 1 / 3（ $I_s$ 値0.3未満等は 1 / 2）
- ・ 補助対象事業費の下限額：  
専門課程 400万円（時限）  
高等課程 400万円

### バリアフリー化工事 <私立学校施設整備費補助金>

スロープやエレベータの設置など、身体障害者等が利用できる施設環境の整備

- ・ 補助率：専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
- ・ 補助対象事業費の下限額：  
専門課程 150万円（時限）  
高等課程 150万円（時限）

### アスベスト対策工事 <私立学校施設整備費補助金>

吹き付けアスベストやアスベストを含む保温材、断熱材等の除去等によるアスベスト対策

- ・ 補助率：専門課程 1 / 3 高等課程 2 / 9
- ・ 補助対象事業費の下限額：  
専門課程 制限なし  
高等課程 制限なし

### 非構造部材の耐震対策工事

#### 防災機能強化事業 <私立学校施設整備費補助金>

天井材、照明器具、内・外壁材、書架等の非構造部材の耐震対策

備蓄倉庫、自家発電設備の整備等

- ・ 補助率：専門課程 1 / 2  
高等課程 1 / 3（耐震化工事と合わせて行う場合、 $I_s$ 値0.3未満等は 1 / 2）
- ・ 補助対象事業費の下限額：  
<耐震化工事と合わせて行う場合> 耐震化工事費を含めた下限額  
専門課程 400万円（時限）  
高等課程 400万円  
<非構造部材の耐震対策工事（100㎡以上の空間に限る。）、備蓄倉庫のみの整備を行う場合>  
専門課程 制限なし（時限）  
高等課程 制限なし  
<自家発電設備のみの整備を行う場合> 避難所指定の学校に限る。  
専門課程、高等課程とも  
200万円以上500万円以下

### 【学校施設の耐震化等工事のための利子助成制度】

学校法人、準学校法人立の専修学校、各種学校が、日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けて耐震改修事業等を行う際に（ ）、法人の支払利息の一部を国が補助することにより、法人の実質負担金利が一般施設費の 0.5%となるよう、利子助成を実施（助成期間は20年間を予定）。

日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けるためには、専修学校であれば、授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていることなど、いくつかの要件が設定されている。

平成30年度予算までの時限措置。平成31年度において下限額の引き下げを要求。

# 専修学校におけるキャリア形成促進プログラム認定制度の概要

平成29年3月 「これからの専修学校教育の振興のあり方について」(報告)

- これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議 (文部科学省) -

## 【社会人受入れ】

### 社会人学び直し促進の具体的展開

専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなることであり、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

平成30年6月 第3期教育振興基本計画(閣議決定)

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

## 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

### 社会人が働きながら学べる学習環境の整備

・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やeラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。

## 認定要件等

文部科学大臣

推薦

認定

都道府県知事等

申請

専門学校

社会人の  
学びやすい  
教育環境



## 【認定要件】

課程の修了に必要な授業又は講習の期間が2年未満  
(専門課程又は履修証明プログラム)

対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的  
かつ明確に設定し、公表

対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び  
技能を修得できる教育課程

企業等と連携体制を確保して、教育課程を編成  
企業等と連携する授業等(以下の4種類)が  
総授業時数の5割以上

企業等と協定書や講師契約を締結して実習・演習  
双方向型の授業  
実務家教員等による授業  
実地での研修

社会人が受講しやすい工夫の整備(時間、時期、場所)  
試験等による受講者の成績評価を実施

企業等と連携して、教員に対する実務に関する研修を  
組織的に実施

企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大

# 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日

## 高等教育の無償化の趣旨

低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金の減免と 給付型奨学金の支給を合わせて措置する。

## 制度の概要

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】 授業料等減免制度の創設  
給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

【実施時期】 2020年4月

(2020年度の在学生(既に入学している学生も含む。)から対象)

【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。  
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

## 2. 授業料等減免・給付型奨学金の概要

授業料等減免は、各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出。

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

< 上限額の考え方 >

(国公立)

入学金・授業料ともに、省令で規定されている国立の学校種ごとの標準額までを減免。

(私立)

入学金については、私立の入学金の平均額までを減免。  
 授業料については、国立大学の標準額に、各学校種の私立学校の平均授業料を踏まえた額と国立大学の標準額との差額の2分の1を加算した額までを減免。

給付型奨学金は、日本学生支援機構が各学生に支給。

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

自宅生 平均45万円 自宅外生 平均88万円

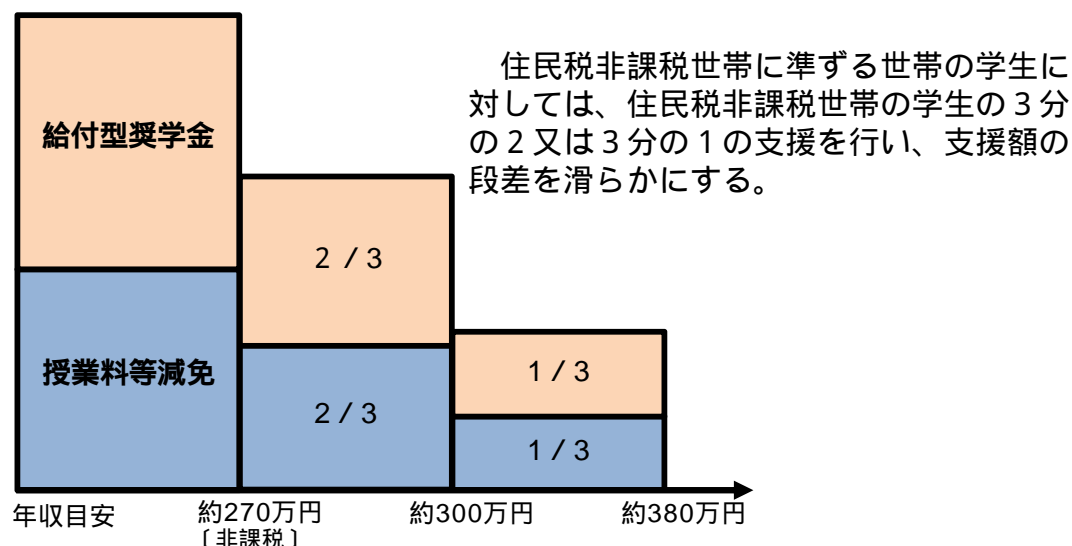
国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円 自宅外生 約80万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円 自宅外生 約91万円

高等専門学校の学生については、学生生活費の実態に応じて、大学生の5割～7割の程度の額を措置する。

< 給付額の考え方 >

学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置。

閣議決定に即して措置。あわせて、大学等の受験料を措置。





### 3. 支援対象者の要件(個人要件)等

#### 【学業・人物に係る要件】

支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。  
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。

高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的等を確認。

大学等への進学後は、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。

次のいずれかの場合には、直ちに支援を打ち切る。なお、その態様が著しく不良であり、懲戒による退学処分など相応の理由がある場合には支援した額を徴収することができる。

退学・停学の処分を受けた場合

修業年限で卒業できないことが確定した場合

修得単位数が標準の5割以下の場合

出席率が5割以下など学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合

次のいずれかの場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支援を打ち切る。

修得単位数が標準の6割以下の場合

G P A (平均成績)等が下位4分の1の場合

(斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討中)

出席率が8割以下など学習意欲が低いと大学等が判断した場合

#### 【その他】

現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。

- ・日本国籍、法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者であること。
- ・高等学校等を卒業してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であって、過去において高等教育の無償化のための支援措置を受けたことがないこと。
- ・保有する資産が一定の水準を超えていないこと(申告による。)

在学中の学生については、直近の住民税課税標準額や学業等の状況により、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。また、予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

## 4. 大学等の要件 (機関要件)

大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今回の支援措置の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

1. 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。

例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実にに向けた取組を説明・公表することが必要。

2. 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。

3. 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を開示していること。

〔経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い〕

教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされないことがないよう、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。

- ・法人の貸借対照表の「運用資産 - 外部負債」が直近の決算でマイナス
  - ・法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連続マイナス
  - ・直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合
- なお、専門学校に適用する際の指標は、大学の指標を参考にしつつ設定する。

## 5. 財源

### (費用負担の基本的な考え方)

#### 給付型奨学金の支給(学生個人への支給)

- ・国が全額を負担し、(独)日本学生支援機構が学生に直接支給。

#### 授業料等減免(大学等が実施する減免に対する機関補助)

設置者の区分・学校の種類		授業料等減免に係る費用の負担者・割合		機関要件の確認者
国立	大学・短大・高専・専門学校	国(設置者)	全額	国(設置者)
私立	大学・短大・高専	国(所轄庁)	全額	国(所轄庁)
公立	大学・短大・高専・専門学校	都道府県・市町村(設置者)	全額	都道府県・市町村(設置者)
私立	専門学校	国及び都道府県(所轄庁)	国1/2、都道府県1/2	都道府県(所轄庁)

- ・国公立大学等は、設置者が全額負担し、各学校に交付。
- ・私立大学・短大・高専は、所轄庁である国が全額負担し、各学校に交付。
- ・私立専門学校は、国と都道府県が1/2ずつ負担し、所轄庁である都道府県が各学校に交付。

### (事務費等)

国において、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、授業料等減免に係る費用の交付事務や機関要件の確認事務に係る全国統一的な事務処理に関する具体的な指針を早期に策定し、地方に提示するとともに、私立専門学校に係る標準的な事務処理体制を整理し、その体制構築に要する費用を全額国費により制度開始の2020年度までの2年間措置。

### (地方財政計画及び地方交付税の対応)

今般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

## 6. 今後のスケジュール

今回の支援措置の実施のため、2019年の次期通常国会に、授業料等減免制度の創設、給付型奨学金の拡充などを内容とする法律案を提出予定。

法案成立後、速やかに関係する政省令等を整備し、2020年4月からの支援措置実施に向けて下記のような様々な準備行為を行う。

事項	2019年度		2020年度～	
<b>給付型奨学金</b> ・生徒が高校を通じて、日本学生支援機構（JASSO）に申込		<b>【進学前の予約採用手続】</b> 採用申込 ・経済状況：生徒本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：高校等が生徒の進学意欲等を確認、JASSOに報告 JASSOによる要件の確認 採用候補者の決定	<既に大学等に在学している学生> ・経済状況：学生本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：大学等が学生の学習状況を確認、JASSOに報告 年度内に手続を実施するのは初年度のみ	支給開始（進学後）
<b>授業料等減免</b> ・進学後、学生が大学等に申請				<b>【大学等での手続】</b> 減免申込 大学等による要件の確認（JASSOと連携） 授業料等の減免
<b>機関要件の確認</b> ・大学等が機関要件の確認を申請		<b>【機関要件の確認手続】</b> 確認申請 機関要件の確認	<b>対象大学等の公表</b>	